

工事成績評定の選択制試行要領

令和7年4月16日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県工事成績評定要領第2に規定する工事成績評定（以下「評定」という。）の対象工事について、その規定の特例として、受注者の意向により評定の対象としない「工事成績評定の選択制」（以下「選択制」という。）を試行として行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 選択制を行う対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 当初請負額が500万円以上3000万円未満の指名競争入札又は一般競争入札（価格競争）により発注する請負工事のうち、発注者が指定する工事
- (2) 当初請負額が500万円未満の指名競争入札又は一般競争入札（価格競争）による工事に変更契約により500万円以上となった工事で、発注者が指定する工事
- (3) 随意契約による請負工事（請負額が500万円未満のものを除く。）のうち、発注者が指定する工事

(選択制の取扱い)

第3条 発注者は、対象工事が当初請負額500万円以上の場合は当初契約時に、変更契約により500万円以上となった場合は対象となった変更契約時に、評定実施の意向を様式－1「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）により受注者に確認するものとする。

2 発注者は、前条の規定により選択制の対象となった工事であっても、その後の契約変更により請負額が500万円未満となった場合には、評定は行わないものとする。

3 第1項の規定に基づき、受注者に確認した結果による取り扱いは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 受注者が評定の実施を希望した場合、「評定を行う」。
- (2) 受注者が評定の実施を希望しない場合、「評定は行わない」。

ただし、次のいずれかに該当した場合は、評定を行う。

ア 徳島県工事検査規程第7条の修補工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合

イ 工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7.法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8.法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合

ウ 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

4 意向確認書の提出は1回とし、原則として、変更は認めないものとする。

5 監督員は、工事検査の請求時に工事成績評定の希望の有無を工事検査員に通知するものとする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、選択制の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則（令和 5 年 4 月 2 5 日制定）

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 5 年 5 月 1 日以降に指名通知、入札公告又は随意契約の締結を行うものから適用する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 6 日改正）

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 7 年 5 月 1 日以降に指名通知、入札公告又は随意契約の締結を行うものから適用する。

工事成績表

工事成績表の考査項目別運用表(別紙ー1～5)
(R6. 5改定)

徳 島 県

工事成績表の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の□に レ マークを記入する。

総括監督員(主任監督員)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																			
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上</td> <td>－20点</td> </tr> <tr> <td>☐ 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>－15点</td> </tr> <tr> <td>☐ 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>－13点</td> </tr> <tr> <td>☐ 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>－10点</td> </tr> <tr> <td>☐ 5. 入札参加資格制限又は指名不選定</td> <td>－ 8点</td> </tr> <tr> <td>☐ 6. 文書注意、又は文書による改善命令</td> <td>－ 5点</td> </tr> <tr> <td>☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>－ 3点</td> </tr> <tr> <td>☐ 8. その他 理由:()</td> <td>－ 点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	☐ 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	－20点	☐ 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	－15点	☐ 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	－13点	☐ 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－10点	☐ 5. 入札参加資格制限又は指名不選定	－ 8点	☐ 6. 文書注意、又は文書による改善命令	－ 5点	☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	－ 3点	☐ 8. その他 理由:()	－ 点	☐ 該当項目なし
措置内容	点数																			
☐ 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	－20点																			
☐ 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	－15点																			
☐ 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	－13点																			
☐ 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－10点																			
☐ 5. 入札参加資格制限又は指名不選定	－ 8点																			
☐ 6. 文書注意、又は文書による改善命令	－ 5点																			
☐ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	－ 3点																			
☐ 8. その他 理由:()	－ 点																			
① 本評価項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式における技術提案等(技術提案及び簡易な施工計画)の履行が確認できない場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。																				
〔上記で評価する場合の適用事例〕 - 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 - 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 - 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 - 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関連法令に違反する事実が判明した。 - 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 - 建設業法に違反する事実が判明した。(一括下請け、技術者の専任違反、等) - 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 - 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 - 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 - 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 - 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検された。 - 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 - 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 - 安全管理の処置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 - 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請け契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合)																				

工事成績表の考査項目別運用表(別紙ー1 ～ 5)

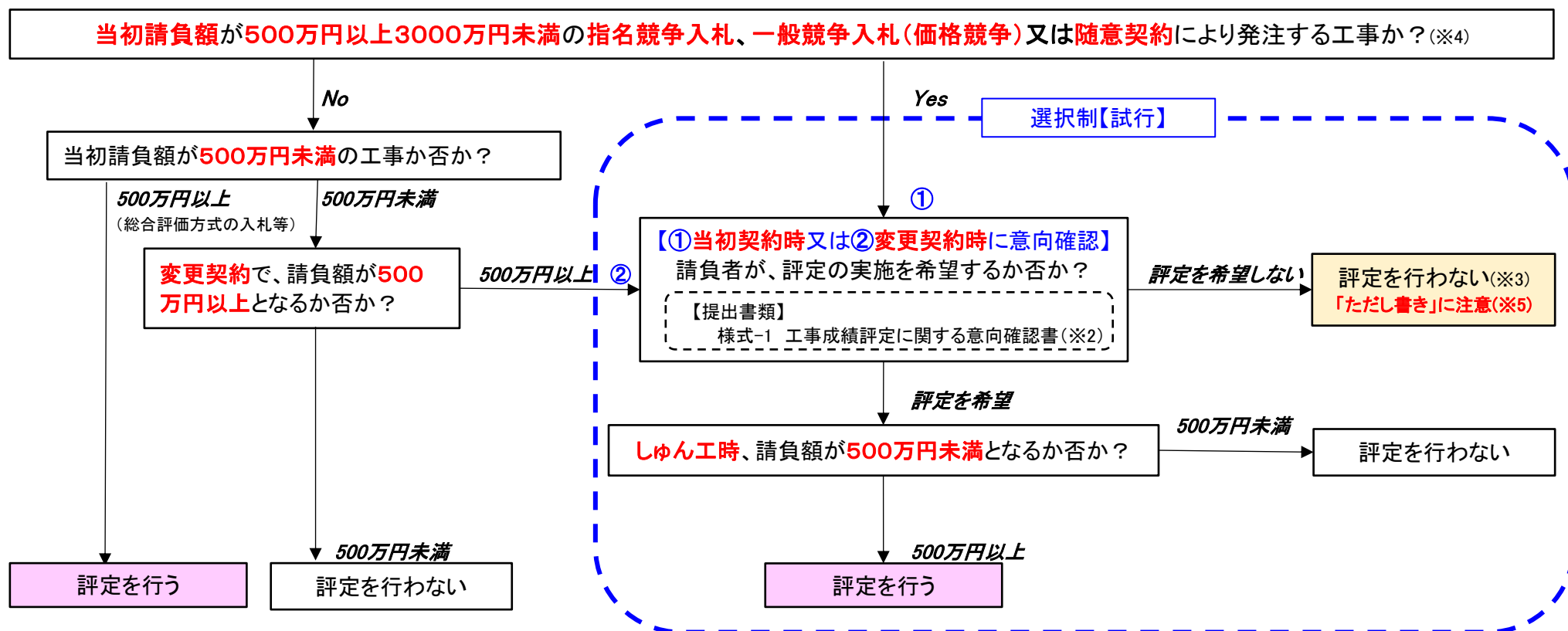
(建築・設備工事)

H28. 7改定

別紙-2 ⑤

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	●	該当無し
	○ -20 点	1.入札参加資格停止6ヶ月以上
	○ -15 点	2.入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満
	○ -13 点	3.入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満
	○ -10 点	4.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ - 8 点	5.入札参加資格制限または指名不選定
	○ - 5 点	6.文書注意または文書による改善命令
	○ - 3 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、文書注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ 0 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により技術提案または簡易な施工計画が履行されなかった場合
① 本審査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。 ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。 ④ 総合評価落札方式において、受注者の責により技術提案または簡易な施工計画が履行されない場合は、上表8により工事成績評定点を減点する。		
【上記で評価する場合の適応事例】 ・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 ・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 ・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 ・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 ・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 ・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等 ・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 ・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 ・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 ・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 ・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 ・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 ・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 ・ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 ・ 15.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。 ・ 16.施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 ・ 17.請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 ・ 18.受注者が社会保険等未加入建設業者と下請け契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) [下請負代金総額3,000万円(建築工事は4,500万円)以上の工事を対象とする] ・ 19.その他 理由:		

工事成績評価(選択制)の実施フロー (令和7年4月16日改正※1)



(※1)令和7年5月1日以降に指名通知、入札公告又は随意契約締結を行う請負工事から適用。

(※2)請負者は、契約時、意向確認書を発注者契約担当に提出。発注者契約担当は、工事監督表に意向確認書を添付。
意向確認書の提出は1回限りで、原則変更は認めない。

(※3)しゅん工時、変更契約で請負額が3000万円以上となった場合においても、評価を行わない。

(※4)随意契約については当初請負額3000万円以上も選択制の対象に含む。

(※5)ただし、次のいずれかに該当する場合は、評価を行う

- ①徳島県工事検査規程第7条の修補工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
- ②工事成績表の考査項目別運用表「別紙-2④『7.法令遵守等』」又は、考査項目別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8.法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- ③監督員等から文書により改善指示が行われた場合